

沖縄市手話電話サービス利用規約

沖縄市手話電話サービスは、下記の条件で実施するものとし、事業を利用する者は、利用条件に同意するものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土日、祝祭日、年末年始を除く。）の午前9時00分から午後4時までとします。

(2) 手話通訳者

サービスは、沖縄市が実施するものとし、手話通訳は、沖縄市の設置手話通訳者が在庁時に対応とします。

2 サービスの内容

(1) サービスの内容

サービスは、手話を必要とする方へ、ビデオ通話機能を利用し、設置手話通訳者との通話を提供します。

内容は、市役所への問い合わせや簡易的な相談等とし、電話リレーサービスを行うものではありません。

なお、外部での手話通訳が必要な時は、従来通り事前に手話通訳派遣の申請を行ってください。

(2) サービスの提供条件

次に掲げる通話へのサービスは、提供はできないものとします。

- ① おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの
- ② 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの
- ③ 公序良俗に反する内容や、違法性が高い内容と沖縄市が判断したもの

3 サービスの利用対象者

サービスの利用できる者は、沖縄市内に居住する聴覚障がい者等とします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、本規約に同意の上、事前に利用するための登録をしなければなりません。

5 サービスに利用するアプリケーション

サービスに利用するアプリケーション（以下、アプリ）は、無料で使用することができる「Facetime」または「Skype」のいずれかを利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

アプリの設定及び利用は、各アプリの利用規約に基づき、利用者の負担及び責任にてご利用ください。沖縄市は、アプリの機能、安全性について保証できませんので、あらかじめご了承ください。

6 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、サービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者が負担するものとします。

スマートフォン等からのサービスの利用は、パケット通信料が高額になる場合がありますので、あらかじめご注意ください。

7 その他

(1) このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 通信状況が悪い場合
- ② 設置手話通訳者が市役所へ来所された方の対応中、または外勤中など不在の場合
- ③ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合

(2) このサービスでは、音声通話や文字等のビデオ通話以外でのお問い合わせは受け付けしません。文面によるお問い合わせは、障がい福祉課手話通訳担当メール (syuwa@city.okinawa.lg.jp) へお問い合わせください。

(3) このサービスの提供ができない時に着信があった場合でも、沖縄市からの折り返しは行いませんので、あらかじめご了承ください。